

## 1. フットサル登録制度の変更

- ◎ 2014 年度よりフットサル登録制度は、競技志向のプレーヤーのために、現行の「大会毎のチーム登録＋個人登録」から「加盟チーム登録」へ移行し、選手はチームに所属する(2012 年 9 月理事会承認)。

### フットサル加盟チームの定義

「本協会の制定したフットサル競技規則に基づき、フットサルを行うチームで、本協会に加盟したもの」

- ビーチサッカーについては、現行通りサッカー登録またはフットサル登録いずれも可とする。
- 外国籍選手を4名以上登録しているチームは、準加盟チームとする。
- ◎ フットサル加盟チームの種別
  - ① フットサル第 1 種(一般)・・・年齢を制限しない選手により構成されるフットサルチーム
  - ② フットサル第 2 種(U-18)・・・18 歳未満の選手により構成されるフットサルチーム(高校在学中を含む)
  - ③ フットサル第 3 種(U-15)・・・15 歳未満の選手により構成されるフットサルチーム(中学校在学中を含む)
  - ④ フットサル第 4 種(U-12)・・・12 歳未満の選手により構成されるフットサルチーム(小学校在学中を含む)※年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在(サッカーと同じ)  
※シニア、女子種別を別途設けない。
- ◎ サッカーチームフットサル登録(仮称)  
U-18、U-15、U-12 のカテゴリーにおいては、サッカーチームの登録種別のまま、フットサル大会に出場することができるようにする。
- ◎ フットサル加盟チームの義務
  - ① チーム登録料を納付する。
  - ② チームに登録された選手は選手登録料を納付する。
  - ③ 機関誌「JFAnews」を購読する(年間購読料 5,000 円)。※JFAnews にフットサル関連情報を増やす予定。
  - ④ フットサル審判員を 1 名以上登録する。
  - ⑤ FIFA、AFC、EAFF、JFA、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会が主催しない有料競技会に参加しないこと(フットサルエンジョイプレーヤー登録者を対象とするものは対象外)。
  - ⑥ 監督登録料を納付する(JFA 公認指導者登録が完了している監督については免除)猶予期間を設定。

## 2. フットサル選手の登録と移籍等に関する規則について(主な事項)

- ◎ 選手登録に関する規定…登録を行う義務、未登録選手の公式試合出場禁止、重複登録の禁止
- ◎ 登録区分…プロ選手とアマチュア選手  
「プロ選手とは、その所属チームとの書面による契約を有しており、当該選手のフットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう」
- ◎ 登録有効期間  
4 月 1 日より翌年 3 月 31 日
- ◎ シーズン(プロ、アマを問わず適用される)
  - ① 1 シーズン期間中につき、累計で最大 3 つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大 2 チームのために公式試合に出場する資格を有する。
  - ② 選手は、同期間中に同じ国内選手権(リーグ戦は除く)又はカップ戦において 2 チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。
- ◎ プロからアマチュアへの登録の制限  
プロ選手は、プロ選手として出場した最後の公式試合から 30 日間は、アマチュアとして登録することができ

ない。

- ◎ トレーニング費用(アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合に支払われる費用)については、規定しない。

### 3. 登録料について

- ◎ 料金体系

チーム登録料			選手登録料		
カテゴリー	サッカー	フットサル	カテゴリー	サッカー	フットサル
一般	7,000	3,000	一般	2,000	1,000
U-18	2,500	2,000	U-18	1,000	700*
U-15	2,500	2,000	U-15	700	500
U-12	2,500	2,000	U-12	700	500

(単位:円)

- ◎ 基本的な考え方

- チーム登録料は、競技会(JFA、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会が主催するもの)ごとに支払うものではなく、当該年度のすべての競技会に出場する資格を得るための料金とする。  
⇒結果として、年に2~3回大会に出場しているチームにとっては、JFAへ負担する登録料は大きく変わらない。
- 選手登録料(一般 1,000円、U-15以下 500円)は、現状のままとする。ただし、U-18を設定する\*。
- サッカー同様、男子と女子は同額とする。
- ユース年代については「サッカーチームフットサル登録(仮称)」を実施する。
- 地域および都道府県サッカー協会、フットサル連盟にて別途登録料を設定し徴収することができる。

例)県リーグに所属しPUMA CUP 全日本フットサル選手権大会と県のカップ戦1大会に出場する10人の選手が所属する一般チームの場合

<現状>

・大会毎のチーム登録料(チームがJFAへ納める)

PUMA CUP 全日本フットサル選手権大会 3,000円

県リーグ 1,000円

県カップ戦 1,000円

計 5,000円

廃止

・個人登録料(個人がJFAへ納める)

1人1,000円 × 10人 10,000円

廃止

<2014年4月以降>

・JFA加盟チーム登録(チームがJFAへ納める)

加盟チーム登録料(年間) 3,000円

選手登録料(1人1,000円 × 10人) 10,000円